15 章

方

的措

置

第15章

一方的措置

# 1. ルールの外観

### (1) ルールの背景

#### ①定義

本章で定義する一方的措置とは、WTO 協定等国際ル ールに基づく紛争解決手続によらず、自国のみの判断 で、制裁措置(retaliatory measures)として関税引 上げ等の貿易措置を発動することをいう。

#### ②一方的措置を巡る歴史

これまで、一方的措置として問題になってきたもの の多くは、米国の措置である。EUやカナダも何らかの 形でこれに類似した手続を有しているが、それらは米 国の一方的措置への対抗的措置として導入されたもの であり、限定されたケースについてのみ発動するよう 手続が整備されているとともに、運用面においても、 慎重に実施されている。米国の戦後の通商政策を見て みると、1974年の通商法の成立を分岐点に、2つの時 期に大別される。

1970年代以前は、1962年通商拡大法による大統領 への大幅な通商権限委譲により、ケネディ政権下で大 幅な関税引き下げによる貿易自由化が推進される一方 で、エスケープ・クローズ(セーフガード措置規定) の適用の厳格化等、貿易自由化の原則を貫き、貿易自 由化によって生じた被害に対する救済措置をあくまで も例外的なものとする試みが推進された。但し、国務 省の主導では国内の各利益集団の利害が交渉に反映さ れないとの不満により、合衆国通商代表(USTR:United States Trade Representative)の前身である通商交渉 特別代表(STR)の新設等、1974年通商法成立の下地 となる傾向も、徐々に芽生えつつあったと言える。 1970年代に入って、米国の貿易収支は悪化の一途を 辿り、1971年には20世紀に入って初めての貿易赤字 となった上、石油危機による追い打ちもあり、企業や 労働組合は議会に対して貿易救済措置の発動要件の緩 和を求めるなど、保護主義的な圧力を強めていった。 このような経済情勢を背景に、エスケープ・クローズ の発動要件を緩和すると同時に、外国の不公正貿易政 策について制裁措置権限を大統領に与える301条他の 項目が盛り込まれた、1974年通商法が成立したのであ る。

更に、1980年代後半には、レーガン政権下で米国が 巨額な貿易赤字を抱えたことから、ゲッパート修正条 項(Gephardt Amendment)に象徴される貿易赤字相手 国に対する議会の不満が募った結果、1988年包括通商 競争力法が成立した。本法は、米国が不公正と判断す る外国政府の行為・政策・慣行に対する制裁措置の発 動について、大統領の裁量権を狭め、USTRに権限を大 幅に委譲すること、また、いわゆるスーパー301条を 新設(2001年に失効)して、外国の不公正措置に対し て調査から制裁発動までの手続を自動化することを規 定しており、米国が一方的措置をとりやすくした。

上述のように、米国は、1988年包括通商競争力法に よって改正された 1974年通商法 301条に典型的に見 られるいわゆる一方的措置を、他国との通商交渉を有 利に進めるための威嚇手段として利用してきた。すな わち、他国の貿易政策・措置について、WTO協定等の 国際的に認知された手続によることなく、自国の基準・ 判断に基づいて「(WTO協定等)国際的なルール違反 である」又は「不公正な措置である」などと一方的に 判定し、これに対抗する手段として制裁措置

397

(retaliatory measures)をとり、また、制裁措置の 発動という威嚇を背景として他国の政策・措置の変更 を迫ってきたのである。

# (2)経済的視点、及び一方的措置に 対する規律の意義

### 一方的措置の弊害

かかる一方的な制裁措置の発動は、関税引上げ等の 措置それ自体が貿易を歪曲するだけでなく、相手国に よる逆制裁を招く可能性が高く、制裁関税の競争的な 引上げといった事態につながるおそれが極めて高い。

また、一方的措置は、国内産業保護、輸出者利益と いった国内の利害関係に基づいてとられる場合が多く、 一度手続が開始されると、国内的理由からその中止や 撤回には困難が伴う場合が多い。

さらに、一方的措置の脅迫を背景とする交渉により 成立した二国間の合意は、その内容が最恵国待遇の原 則から逸脱し、WTOの目指す高効率・低コストの自由 貿易体制の発展を阻害する要因となりうる。

このように、一方的措置は、発動国・対象国双方の 貿易を縮小させ、両国内の福利厚生に悪影響を与える など、双方の経済的利益を損ない、ひいては世界貿易 の発展を阻害するものとなりかねない。

### ②一方的措置は正当化されない

一方的措置も場合により正当化され得ると主張さ れることがある。このような論者が挙げる理由は、(a) WTO協定等の国際規範が実体法的にも手続法的にも不 完全な場合、これらの規範に対する反抗・不遵守 (disobedience)が正当化されるという主張と、(b) 信頼性のある制裁措置の存在が結果として自由貿易体 制を維持するための担保機能を果たしているので、こ の措置は戦略的にも正当化されるという主張に帰着す

ることが多い。 しかしながら、本報告書はこのような考えにはくみ

しない。「正当化される反抗(disobedience)」の考 え方については、まず(2)で詳述するように、WTO協 定の発効によって協定対象分野が拡大するとともに紛 争解決手続が強化された結果、理論的根拠を失った。 更に、そもそもそのような考え方は、制裁措置の応酬 による一方的措置の悪循環を招来する危険があり、大 国の恣意を許すことになるといった問題がある。また、 「戦略的正当化」の考え方についても、紛争解決手続 の整備によって、WTO によって制御された制裁措置が 現在では存在している以上、もはやその根拠を失った。

更に、一方的措置は、当該措置を発動する国が原告 と判事の二役を演じて「一方的」な判断によって発動 されるため、当該判断において、発動国のみの利益と いう観点から恣意的に解釈、判断される可能性が高く、 中立性、公平性が確保されているという保証は全くな い。多角的貿易体制は、それを規律するWTO協定をは じめとする国際ルールを各国が遵守することによって 成り立っており、そこで生じた紛争は、一方的措置を 用いてではなく、国際ルールに基づく紛争解決手続に よって解決されるべきであろう。

### (3) 法的規律の概要

このような一方的措置は、第一に、多角的貿易体制 を基本とする WTO の理念と基本的に相容れない。WTO 協定で以下のような規律がなされ、WTO 協定のカバー する範囲内での一方的措置は禁止された。

### ① WTO 紛争解決手続に準拠すべきこと

WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、WTO の 紛争解決手続でなければ行えないことが明記され、そ れによらない一方的措置の禁止が明文化された(DSU 第23条)。したがって、こうした手続に反する一方的 措置の実施は、理由の如何を問わずWTO 協定違反とな る。すなわち、(a) 他国のWTO 協定違反の措置の有無 及び自国のWTO 協定上の利益の侵害の有無、(b) 相手 国がWTO 協定違反の措置を整合化するために要する合 理的期間、(c) 相手国が措置の整合化を行わない場合 に発動する制裁措置の程度のそれぞれに関し、各加盟 国が一方的に判断してはならないことが規定された (DSU 第23条)。

従来の GATT においても、GATT 上の紛争の解決につ いては、GATT の紛争解決手続によるべきこと自体は当 然の前提であったが、WTO 設立にあたりこの点が協定 に明示されたことは大きな前進である。米国は、一方 的制裁措置をとらざるを得ない理由として、歴史的に、 GATT 紛争解決手続が効果的に働かないことを挙げて いたが、WTO 協定においては、「紛争解決手続に関す る規則及び手続に関する了解 (DSU)」等によって期間 制限や手続の自動性が規定され、迅速な解決が保証さ れた。その結果、紛争解決手続の非効率を理由として、 そこから逸脱することを正当化することはできなくな

部

第

15

方的

置

#### 協定対象分野の拡大

WTO の範疇に入る問題に関して、WTO の手続を経ず に、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発 動されれば、経緯の如何を問わず当該措置自体が GATT 第1条(最恵国待遇)、第2条(譲許税率)、第11条 (数量制限の一般的禁止)、第13条(数量制限の無差 別適用)等に違反する。また、関税引上げ等の発動を 前提とした威嚇により現実に生じる貿易歪曲効果が、 GATT 上の利益の無効化・侵害となる場合もある。特に、 WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカ バーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知 的財産権の分野等にも拡大され、広範な分野において 一方的措置の発動が禁止されることとなった。米国は、 通商法 301 条の対象をモノの分野のみならずサービス 分野における市場開放や知的財産権の分野にも拡げた が、WTO 体制の下では、TRIPS 協定や GATS 違反等にあ たる行為について、米国が WTO の紛争解決手続を経る ことなく一方的に措置を採ることは許されない。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の発動類型につ いて、措置発動の原因とされた紛争内容(発動国は、 相手国による WTO 協定違反や WTO 協定上の自国利益の 侵害を問題としているか、WTO 協定でカバーされてい ない分野での利益の無効化・侵害、例えば、人権侵害 などを問題としているか)と、発動される一方的措置 の内容(WTO協定に違反する措置か、WTO協定には違反 しない措置、例えば、譲許税率の範囲内での関税引上 げによるか)の組合せによって場合分けし、それぞれ の場合と関連のある規律について整理すると図表Ⅱ 15のとおりとなる。

図中(a)及び(b)の領域については、相手国による WTO 協定違反、WTO 協定上の自国利益の侵害を問題と する以上、DSU 第23条により、必ず WTO の紛争解決手 続を利用する必要があり、一方的措置の利用は、DSU 第 23 条違反となる。更に、(a)については、措置の内容 の協定違反も当然問題となる。また、(c)については、 当該措置自体がWTO協定違反となる。つまり、(d)以 外の領域については、常に DSU 第23条違反又は一方 的措置自体のWTO協定違反が問われることになる。

なお、(d)の領域のケースは、DSU 第 23 条違反又 音 は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないが(な お、その場合でも、措置が相手国の WTO 協定上の利益 を侵害するようなことがあれば、非違反申立てによっ 措 て訴えられる可能性はあり得る)、WTO 協定の対象分 野の拡大により、紛争内容の側面でも、また措置内容 の側面でも、(d)の領域自体が大幅に狭まったと言える。 なお、一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協 定に関する措置に対するものであるにもかかわらず

(実際は(a)又は(b)の領域のケース)、名目上「相 手国のWTO協定違反」を発動の理由とせず脱法的に一 方的措置を発動することも想定できる。このような論 法を認めれば、発動国は「相手国の WTO 協定上の問題 を争っていない」と主張することにより、常に DSU 第 23 条違反を免れるという不合理な事態を招来するた め、係争事案が WTO 協定上の問題か否かは、紛争処理 手続に関するルールに照らして客観的に判断されるべ きである。

### <図表 II-15>

		<一方的措置の内容>	
		WTO協定違反	WTO協定違反なし
<紛争の 内容>	WTO協定に関係 するもの	DSU第23条違反/措置自体が違反 a	DSU第23条違反 b
	上記以外	措置自体が違反 c	d

## (4) 最近の動向と問題点

トランプ政権発足後の米国の政策には、いわば一方

的措置の利用への回帰ともいえる手法が散見される。 代表的には、通商法 301 条措置、及び、通商拡大法 232 条調査・措置である(詳細はいずれも第 I 部第2章「一

399

方的措置・域外適用(1)1974年通商法301条及び関 連規定 <国際ルール上の問題点>」を参照)。米国 による措置の正当化根拠は、当該紛争がWTO枠外であ ってWTO協定の一方的措置の禁止の対象でないとする 点従来の態度と共通しているが、近年の特徴として、 従来ほとんどWTO体制において問題となってこなかっ た安全保障例外(GATT 第21条等)を正面から主張し ている点があげられる(詳細はコラム参照)。

この最近の傾向には多様な要因があり、トランプ政 権担当者の政治志向に帰せられるほか、一方的措置を 容認する米国の通商政策の歴史的傾向(前述)が、経 済情勢の変動により再燃したとみることもできる。ま た、米国の措置の対象を見れば、中国をはじめとする 一部途上国の産業政策(透明性を欠いた補助金(コラ ム参照)や内外差別的な知財法制(第1章第1部参照)) と、それにより生じる貿易歪曲効果が問題の根源とも いえる。また、かかる問題を迅速に解決しえない WTO ルールの問題点や、紛争解決手続の手続遅延・機能不 全(第17章参照)も、米国を一方的措置に走らせる一 因といえる。

とはいえ、かかる状況であるからこそ、我々は再度、 歴史の教訓、例えば、1930年代の報復関税の競争的な 引上げによってもたらされた貿易の大幅な縮小と世界 経済の停滞を想起すべきであろう。一方的措置の問題 点を再確認し、国際ルールに基づく自由貿易体制を擁 護するための長期的な視点に立ち返らなければならな い。

# 2. 主要ケース

## (1) 日米自動車問題(DS6)

WTO の下で加盟国に対する 301 条手続発動を扱う最 初の事例となったものに、日米自動車問題がある。日 本の自動車補修部品市場の規制に関して、米国政府は 1994 年 10 月 1 日に 301 条に基づき調査を行い、1995 年 5 月 10 日には制裁措置の対象となる行為が存在す るとして「クロ決定」を行った。この決定を受けて米 国政府は日本製高級車に対する 100%関税の賦課とい う一方的措置を提示するに至ったため、日本政府は直 ちに米国政府に対して GATT 第 22 条協議を要請した。

本協議において、我が国は米国による日本製高級車 種のみを対象とした報復的な関税賦課について、最恵 国待遇(GATT 第 1 条)、関税譲許違反(GATT 第 2 条) 及び一般的数量制限の禁止への違反(GATT 第 11 条) 等を主張するとともに、本件措置がWTO加盟国による 一方的な対抗措置の発動を禁じたDSU 第 23 条に違反 する旨主張した。DSU 第 23 条は、WTO協定でカバーさ れる紛争について、WTOにおける解決を図らず 301 条 のような一方的措置で解決しようとすることを禁じて いるため、本件について米国が、当該 301 条に基づく 「クロ決定」はあくまで 301 条手続の中で「不合理か つ差別的」と国内法上の要件を認定したのであって、

「WTO協定違反である」と判断した訳ではないから両 者は概念的に異なり、DSUとの整合性は問題とならな い旨主張する懸念があった。しかし、上記のような論 法を認めれば、一方的措置を発動する国が明示的に 「WTO協定違反」を理由としない限り、DSU第23条違 反は生じないこととなってしまい、不合理である。ま た、本件においては米国政府自身がWTO事務局長に対 日WTO申立てを予告した1995年5月9日付け書簡の 中で、「(日本の)過剰で複雑な規制が大半の整備業 務を国内部品メーカーと密接に結びついた指定整備工 場に向かわせている」と述べた上、WTO・TBT協定(第 2条第2項、第5条第1項)の文言をそのまま用いて 当該規制は「不必要な障害を国際貿易に生じさせるも の」と述べていたことから、米国が、日本の自動車補 修部品市場の規制はWTO協定でカバーされる問題と認 識していたことは明らかであった。いずれにしても、

一方的措置の対象となった問題がWTO協定でカバーされる紛争に当たるか否かは、最終的に当事国ではなくパネル等の判断に委ねられるべきであろう。

本件は最終的には WTO における協議とは別に行われ た二国間協議によって決着が図られたが、紛争が WTO に付託され、国際社会の監視の下で協議されたことは、 貿易戦争を回避しつつ国際ルール整合的な決着を図る 上で大きな効果があったと言えよう。特に、本件につ いて討議した 1995 年 5 月の WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合においては、米国が一方的な関税引上げを予告し たことについて、延べ 30 か国近い加盟国から例外な く批判が寄せられ、WTO 紛争解決手続を用いるよう一 致した意見が寄せられた。このような多国間会合にお ける国際世論が本件の解決に果たした役割は大きい (日米自動車協議の発端となった米国による日本企業 への外国製品購入要請については、「資料◆「外国政 府が日本企業に対して直接外国製品の購入を要請する ことについて」(1995 年版不公正貿易報告書 付論Ⅲ)」 を参照)。

## (2) 日米フィルム問題(DS44)

本件は、米国政府が、我が国に対し301条の下での 二国間交渉を求めたところ、我が国が米国通商法301 条の下での二国間交渉に応じないという立場を堅持し た結果、WTO 紛争解決手続に委ねられることとなった 事例である。米国は、WTO では、消費者用写真フィル ム及び印画紙に関する日本政府の行為につき、GATT 第 23条1項(b)の非違反申立て(措置それ自体がWTO協 定に違反するかどうかは別として、その措置が他国の 協定上の利益を無効化・侵害しているとの主張)を中 心に申立てを行ったが、パネルは米国の主張をすべて 退けた。

なお、日米フィルム問題においては、米国は、1998 年2月に日本政府のWTOパネルに対する主張を「約束 (コミットメント)」とみなし、日本政府がこれを遵 守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、 米国政府は同年8月に第1回、1999年6月に第2回モ ニタリングレポートを発表しているが、その後レポー トの発表はない。日本政府のパネルに対する主張は、 過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張であ る。米国政府がこれを将来の政府措置についての国際 的な「約束」と性格付けることは適切ではない。

# (3) EU-バナナ問題 (DS27)

は、EU と ACP 諸国との間に締結しているロメ協定 に基づき、ACP 諸国(アフリカ、カリブ 海、太平洋諸 国)産のバナナを優遇する特恵措置を含んだ EU のバ ナナの関税割当制度について、WTO のパネル・上級委 は、最恵国待遇義務等に違反すると判断。EU は勧告に 従って 1999 年 1 月 1 日までに措置を是正する旨を表 明したが、申立国(米国、エクアドル、グアテマラ、 ホンジュラス、メキシコ)に受け入れられず、1999 年 4 月から米国が国内法に基づき制裁関税を賦課した。 EU による協議要請(1998 年 11 月)、仲裁付託等を経 て、2001 年 4 月の米・EU 及び EU・エクアドル合意 により、同年7月より米国による制裁関税は解除され た。本件の詳細については、2016年版不公正貿易報告 書 535-537 頁参照。

## (4)米国通商法 301条(DS152)

第 I 部第 2 章「一方的措置・域外適用(1) 1974 年 通商法 301 条及び関連規定 <国際ルール上の問題点 >」を参照。 コラム:ヘルムズ・バートン法第 III 章の発効

#### 1. ヘルムズ・バートン法第 III 章の概要

米国は 1959 年のキューバ革命以降キューバに対 して貿易制限措置を採っていたところ、1996 年 2 月に 米国の民間小型機がキューバ軍機により撃墜された事 件を契機として、対キューバ制裁を強化するヘルムズ・ バートン法が米国の上・下院で可決され、1996 年 3 月 12 日にクリントン大統領の署名により同法が発効し た。

同法の法目的としては「キューバ国民の支援」、 「カストロ政権への制裁強化」、「テロ・大量移民等 の脅威に対する米国の安全保障確保」、「キューバに おける民主的選挙の奨励」、「売り上げ・資産等の接 収」、「不法な取引からの米国民の保護」等が掲げら れ、具体的な制裁措置としてキューバに対する間接融 資の禁止やキューバ製品に対する輸入制限等が規定さ れた(同法の第 III 章以外の内容や法案成立直後の動 き等については、1997 年版不公正貿易報告書 298~303 頁を参照)。

同法の第 III 章は、1959 年以後にキューバ政府に 接収された米国民資産の取引を行った者は、当該資産 に対する損害賠償責任を有する米国民に対して責任を 負う旨を定めているが、同法の発効後も、第 III 章に ついては6ヶ月毎に発効が延期されてきていた。とこ ろが、米国国務省は、延期期間を、2019 年 1 月 16 日 には同年2月1日から45日間に短縮し、同年3月4日 には同月19日から30日間に短縮し、同年4月3日に は同月18日から2週間に短縮し、最終的に同年5月2 日から第 III 章が全面適用されることとなった。

損害賠償請求の対象となり得るのは、1959年以後 にキューバ政府により接収された資産であると知りつ つ意図的に取引(①接収資産の販売、移転、流通、分 配、仲介、管理等又は購入、賃貸、受領、所有、支配、 管理、使用等による接収資産に関する利害の獲得若し くは保有、②接収資産を使用し又は接収資産から利益 を得る商業活動への従事等が幅広く含まれる)を行っ た者(個人や企業を含む)とされており、当該資産に 対して損害賠償請求権を有する米国民は、米国内の裁 判所で訴訟を提起することが可能とされている。

#### 2. 各国の反応

ヘルムズ・バートン法第 III 章の適用は国際法上 許容されない国内法の域外適用にあたり得るものであ り、同章について、我が国はかねてより米国に対して 慎重な運用を求めてきている。

上記米国の動きに対しては、他国からも懸念が表 明されている。EUは、米国政府による決定を受けて、 国際法に反する一方的なキューバ関連措置の域外適用 に強く反対する旨の声明を出している1。加えて、カ ナダも、国際法の原則に基づいてヘルムズ・バートン 法に対する反対を表明しており2、メキシコも、同法 第 III 章の適用を拒否するとともに、ヘルムズ・バー トン法による国際法違反に関して、また、メキシコの 利益の保護のために、適切な対応を決定する旨の声明 を出している3。

また、これらの国は、ヘルムズ・バートン法が制 定された当時から、米国の裁判所による判決の執行の 拒否を内容とする対抗立法を備えている。例えば、EU の規則では、ヘルムズ・バートン法に基づくEU 域外 の如何なる裁判所による判決・行政機関による決定も 域内において承認又は執行されず、また、ヘルムズ・ バートン法の適用により損害を被ったEU 域内の自然 人・法人が、損害を与えた者に対し損害の回復を要求 する権利を有することが明示されている。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Joint Statement by Federica Mogherini and Cecilia Malmström on the decision of the United States to further activate Title III of the Helms Burton (Libertad) Act (<u>https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/61183/joint-statement-federica-mogherini-and-cecilia-malmstr%C3%B6m-decision-united-states-further\_en</u>)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Statement from Government of Canada for Canadians doing business in Cuba (<u>https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2019/05/statement-from-government-of-canada-for-</u> <u>canadians-doing-business-in-cuba.html</u>)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Position of the Mexican Government on Ending Suspension of Title III of the Helms-Burton Act (<u>https://www.gob.mx/sre/prensa/position-of-the-mexican-government-on-ending-suspension-of-title-iii-of-the-helms-burton-act</u>)